

(案)

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金）の改正について

全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金の改正について、それぞれ下記のとおり
の結論とする。

記

1. 全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第5号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「242,350円」を「243,350円」に、ただし書の職員「225,900円」を「226,900円」に、部員「183,750円」を「184,750円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「174,450円」を「175,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

〔要望事項〕

航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたい。

2. 海上旅客運送業最低賃金（平成8年運輸省最低賃金公示第6号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（事務部職員を除く。）「239,250円」を「240,250円」に、事務部職員「185,150円」を「186,150円」に、部員「178,250円」を「179,000円」にそれぞれ改正することが適当である。
3. 漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第2号）については、適用する船員に係る最低賃金額「199,000円」を「199,300円」に改正することが適当である。
4. 漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）については、適用する船員に係る最低賃金額「203,100円」を「203,300円」に改正することが適当である。